

SOMASONHO ケージボールスクール規約

第1条(名称及び所在地)

本スクールは、SOMASONHO ケージボールスクール（以下「本スクール」という）と称し、〒208-0011 東京都武蔵村山市学園 1-27-5-207 株式会社 SOMASONHO(以下「弊社」という)内に事務局をおく。

第2条(目的)

本スクールは、専任コーチ制による一貫指導により、ケージボールおよびサッカー競技全般の技術の向上および普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第3条(入会資格及び手続き)

本スクールに入会できる者は、スポーツを行うに適した健康状態であり、本スクールの規約を遵守し、入会に適すると認められた者(以下「会員」という)とする。また、未成年者の場合、親権者の許可を条件とし、所定の手続きにより本事務局に対して入会を申し込むこととする。

第4条(会費)

会員は、別に定める入会金および月会費（以下「会費」という）を納入しなければならない。

第5条(入会金)

本スクールに入会するものは、所定の入会金を納入しなければならない。

第6条(会費の不返還)

一旦納入した会費は原則として返還しない。

第7条(会費の支払方法)

本規約に基づく会費の支払い方法は、本スクールの指定する銀行の預金口座からの口座振替により、毎月 25 日(25 日が土・日・休日の場合は翌平日)に決済するものとする。

第8条(会費の滞納)

会員が理由なく会費の支払いを2カ月怠った場合は、本スクールは当該会員に対する指導を停止し、当該会員は会員としての資格を失い、退会とする。

第9条(ウェアの着用、購入)

会員は、本スクールが指定するオリジナルウェアを購入し着用しなければならない。

第10条(遵守事項)

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとする。

会員は SOMASONHO ケージボールスクールの一員として、スクール内の秩序、規則、コーチの指示、公共のルールやマナーなどを遵守しなければならない。

第11条(練習日・活動場所)

- 1.本スクールの練習日、時間については、本スクールが定めた年間スケジュールによる。
- 2.やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止とすることがある。その場合は、事前に会員に通知をする。
- 3.前項により中止になった場合は、極力振替日を設けることとするが、会員は、その決定および日程調整をクラブに一任するものとする。
- 4.振替日については、振替予備日での振替を調整するが、調整が困難な場合は、別曜日での振替となる場合もある。

第12条(会員変更事項)

会員は、クラブに届け出た会員情報について変更があった場合、事務局へ遅滞なく申請しなければならない。尚、会員情報の変更に関する申請がないためクラブからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、クラブは一切責任を負わないものとする。

第13条(入会)

入会日は受講開始日とする。月途中の入会も認められるが、会費(受講料)は入会月からの支払いとなる。

第14条(退会)

- 1.会員が会員の都合により退会する場合は、退会を希望する月の前月末日までに事務局に申請をし、承認を得るものとする。
- 2.退会を希望する月の前月末日までに申請されていない退会希望者は、翌月の会費を支払うものとする。

第15条(休会)

1. 会員が怪我等の理由により1ヶ月以上休会する場合は、休会を希望する前月25日までに各事務局へ休会の申請をし、スクールの承認を得るものとする。

2.休会期間は原則3ヶ月までとし、休会の期間が経過したときは自動的に復帰するものとする。ただし、怪我などの理由でスクールが休会期間延長の必要性を認めた場合はこの限りではない。

3.休会した会員が復帰する場合は事務局に申請をし、スクールの承認を得るものとする。

4.休会時は通常の半額月謝が発生する。ただし、スクール内での怪我、ならびにスクール活動のための移動などで発生した怪我等により休会を余儀なくされる場合はその限りではない。

第16条(クラス変更)

会員が会員の都合により受講クラスの変更を希望する場合は、変更を希望する前月25日までに事務局に申請をし、スクールの承認を得るものとする。(クラスを追加する場合も同様とする。)

第17条(継続・年度更新)

1. 会員が年度を越えて継続する場合は、本スクール規約に従い自動更新とする。
2. 年度更新に伴いスポーツ障害保険の自動更新も行う。保険料は新年度月謝と合わせ徴収する。

第18条(保険の加入)

会員は入会と同時にスポーツ傷害保険に加入することとし、加入手続きは全て事務局で行う。なお、傷害、事故の場合における補償および責任は加入する保険会社の約款に従うものとする。

第19条(負傷時の処置)

1. スクール会員に対し、スクール活動中において事故のないように万全の注意を払うが、スクールならびに移動中の不測の事故による傷害に対しての補償については、会員が本スクールにおいて加入するスポーツ傷害保険の適用がある範囲の限りとし、それ以外の補償は負わないものとする。

2. 弊社は会員が本スクール活動中に怪我をした場合には、応急処置を行い、救急を要する場合は、救急搬送を行う。

第20条(活動方針)

会員およびその法定代理人(保護者)は、スクールの指導方針や活動方針について一任するものとする。

第 21 条(除名)

1.会員（法定代理人（保護者）含む）が以下の事項に該当する場合、または、会員が本スクールの会員として不適格と判断した場合、クラブは、当該会員を本スクールから除名することができる。

(1)会員またはその法定代理人（保護者）が、本規約の事項またはスクールの指示に違反し、改善の催促を促したにもかかわらず、これを拒絶または無視し、改善しなかったと認められたとき

(2)弊社又は本スクールの名誉・信用を著しく損なう言動をした場合

(3)会費等を 2 カ月以上滞納した場合

(4)会員が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行い、あるいは重大な不祥事を起こした場合

2.前項に基づき会員を除名した場合、クラブは会員に対して何らの義務または責任も負わない。

第 22 条(休校、閉鎖)

本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他スクールの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休校もしくは閉鎖することができるものとする。

第 23 条(免責)

1.会員(法定代理人（保護者）を含む)は、スクールにおける盗難、傷害、コート（グラウンド）外での事故およびその他の事故について、弊社に重過失がある場合を除いて、弊社に対して何ら損害賠償を求めない。

2.万が一、弊社が会員(法定代理人（保護者）を含む)に対して損害賠償責任を負う場合、その損害賠償額は、本スクールの 6 か月分の月会費と同等額を上限とする。

第 24 条(附則)

弊社は、必要に応じ随時本規約を改正することができると共に、本規約に定めない事項については細則を定めることができる。尚、本規約を改定した場合は、ホームページでの告知等の合理的な方法で周知する。また、会員は、変更内容通知後または新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなされる。

第 25 条(施行)

本規約は、2024 年 12 月 1 日から施行する。

第 4 条(会費)

【別表 1】

入会金	5,500 円(税込)
月会費	6,600 円 (税込)
徴収方法	毎月25日に自動引き落とし 月会費：翌月分を前月引き落とし ・ 入会金：初回引き落とし月に引き落とし ・ その他の費用の支払い日は、都度調整 ・ 25日が土日、祝祭日の場合は、翌平日に引き落とされる。
その他	・ スクールウェア購入費 2,200 円 (税込) ・ 活動内容により、参加費が発生する場合あり。 ・ スポーツ安全保険料 (税込・年度に 1 回)

各種割引：会員が以下のいずれかに該当する場合は、以下の割引を適用する。

(1)家族割引	兄弟で入会している場合、入会金 50% 引を適用する。3 人目からは無料とする。
(2)週 2 回参加割引	スクール内で週 2 つ目のクラス参加となる場合、月会費を 11,000 円とする。

<個人情報の取り扱いについて>

・本スクールでは、ご提供いただいた個人情報を円滑なスクール運営の目的にのみに利用し、他の目的には使用いたしません。ご提供いただいた個人情報は株式会社 SOMASONHO の個人情報保護方針に基づき厳重に管理しております。

<写真・動画の取り扱いについて>

・ホームページ並びにオフィシャル SNS、各種チラシ等、当スクールの活動を分かりやすく案内するため、当スクールの活動において撮影された写真・映像等について下記のとおり規定し同意するものとします。この同意は、退会後も引き続き有効なものとしてします。なお、申し出があった場合は削除いたします。

1. 使用目的は、当スクール活動の紹介や案内とする
2. 使用場所は、当スクールパンフレット、当スクールのホームページ及び SNS、当スクールの紹介、VTR、当スクールが作成するチラシ、イベント案内等とする
3. その他、上記使用場所以外の掲載については、その都度会員本人及び保護者の同意を得てから掲載するものとする